

平成24年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

① 控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応じた控除額									
人 数		控 除 額			人 数		控 除 額		
な	し	380,000 円			4	人	1,900,000 円		
1	人	760,000			5	人	2,280,000		
2	人	1,140,000			6	人	2,660,000		
3	人	1,520,000			7 人 以 上	6人を超える1人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額			
② 障害者の控除額等がある場合	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合					1人につき	750,000 円		
	ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる（人がいる）場合					1人につき	400,000 円		
	ハ 一般の障害者、一般の寡婦、寡夫又は勤労学生に当たる（人がいる）場合					左の一に該当するとき 各	270,000 円		
	ニ 所得者本人が特別の寡婦に当たる場合						350,000 円		
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合					1人につき	200,000 円		
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合					1人につき	250,000 円		
	ト 老人控除対象配偶者又は同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合					1人につき	100,000 円		

◎ 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります。

◎ 102ページにこの表の使い方を記載していますので、参照してください。

◎ この表には、配偶者特別控除額は含まれていません。

(注) 1 「①」欄の控除額には、基礎控除額380,000円が含まれています。

2 「②」欄のイからトの控除額は次のようになっています。

(1) 「イ」欄の750,000円……障害者控除額（同居特別障害者）の750,000円

(2) 「ロ」欄の400,000円……障害者控除額（特別障害者）の400,000円

(3) 「ハ」欄の270,000円……障害者控除額（一般の障害者）、寡婦控除額（一般の寡婦）若しくは寡夫控除額又は勤労学生控除額の270,000円

(4) 「ニ」欄の350,000円……寡婦控除額（特別の寡婦）の350,000円

(5) 「ホ」欄の200,000円……控除対象扶養親族が同居老親等に該当する場合の扶養控除額の割増額200,000円（580,000円－380,000円）

(6) 「ヘ」欄の250,000円……控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額250,000円（630,000円－380,000円）

(7) 「ト」欄の100,000円……控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合の配偶者控除額の割増額又は控除対象扶養親族が同居老親等以外の老人扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額100,000円（480,000円－380,000円）